

自立支援医療をご利用されている方

■下記、網掛け部分(経過措置)の方へのお知らせです。

自立支援医療の対象者、自己負担の概要

← 生活保護世帯 →		一定所得以下		中間所得層		一定所得以上 →
市町村民税非課税 本人収入 ≤ 80万		市町村民税非課税 本人収入 > 80万		市町村民税 < 3万3千 (所得割)	3万3千 ≤ 市町村民税 < 23万5千 (所得割)	(23万5千 ≤ 市町村民税(所得割))
生活保護 負担0円	低所得1 負担上限額 2,500円	低所得2 負担上限額 5,000円	中間所得層 負担上限額：医療保険の自己負担限度額			一定所得以上 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合 ・負担限度額)
			育成医療の経過措置			
			負担上限額 5,000円		負担上限額 10,000円	
			重 度 かつ 継 続		続(※)	
			中間所得層1 負担上限額 5,000円	中間所得層2 負担上限額 10,000円	一定所得以上(経過措置) 負担上限額 20,000円	

※：「重度かつ継続」の範囲

・ 疾病、症状等から対象となる者

精神・・・①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）

②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者

更生・育成・・・腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）・肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る。）

・ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

精神・更生・育成・・・医療保険の多数該当の者

■従前の経過的特例の内容について

障害者総合支援法に基づく自立支援医療では、経過的特例により令和6年3月31日まで市町村民税課税額23万5千円以上(一定所得以上)で高額治療継続者(いわゆる重度かつ継続)に該当する場合の方も対象とされており、育成医療対象者では、市町村民税額23万5千円未満(中間所得層)に該当する方については、課税額に応じて自己負担上限額(5千円又は1万円)が設定されています。

■令和6年4月1日以降の取扱いについて

当該経過的特例については、令和6年3月29日に改正障害者総合支援法施行令(以下政令とする。)が公布され、令和9年3月31日まで延長されることとなりました。

現在、区市町村民税課税額23万5千円以上(一定所得以上)で高額治療継続者(いわゆる重度かつ継続)の方及び育成医療対象者で市町村民税額23万5千円未満(中間所得層)に該当する方で、自立支援医療受給者証に「経過的特例が延長された場合は令和〇年〇月〇日までとする。」と記載されている受給者証をお持ちの方は特段の手続きをすることなく引続きその受給者証を使用することができます。

なお、改正政令公布以降は、上記経過的特例の延長印字は行わず、通常の有効期間のみが印字されることとなります。(更生医療及び育成医療の受給者証は各区市町村の取扱いによります。)

御不明な点がございましたら、自立支援医療に関する各区市町村窓口又は東京都の下記担当部署までお問い合わせください。

〇問い合わせ先

(1)精神通院医療について

東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課生活支援担当

【電話】03-5320-4464

(2)更生医療について

東京都福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課調整担当

【電話】03-5320-4146

(3)育成医療について

東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援課母子医療助成担当

【電話】03-5320-4375